

大磯町介護予防普及啓発事業業務委託事業者募集要領

1 公募の趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業における大磯町の一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業を行うに当たり、介護予防啓発教室、介護予防講座及び介護予防啓発教室フォローアップ事業の業務委託（以下「介護予防普及啓発事業業務委託」という。）事業者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定するため、手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 事業内容及び提案事項

(1) 事業及び委託内容

ア 介護予防啓発教室

一般高齢者へ生活機能の維持や向上を図るため、運動機能維持向上プログラムを中心に、栄養改善、口腔機能、認知症予防などの多方面の介護予防プログラムを実施し、教室が居場所づくり的なものではなく、参加者の自立を促し、家庭や地域での取り組みを促進する教室とする。

- ①実施場所 町立施設内2か所(予定) 部屋面積 110㎡程度
- ②教室の回数 1コース8回 週1回
- ③年間コース回数 3コース
- ④1コース定員 上限20名
- ⑤1回の時間 120分
- ⑥送迎なし
- ⑦参加料 無料
- ⑧申込方法 事前申込みによる
- ⑨人員配置 講師（有資格者）、教室コーディネーター、補助員等
- ⑩修了者には介護予防手帳等活用した評価・指導
- ⑪教室チラシの作成 1コースあたり各100部(カラー用紙、単色刷り)
- ⑫教室の受付等、企画運営全般
- ⑬教室開始・終了時の体力測定等

イ 介護予防講座

現在実施している「おあしす24健康おおいそ」の中で、運動機能維持向上、栄養改善、口腔機能、認知症予防、生活習慣病予防などの多方面の介護予防講座を実施し、一般高齢者等へ介護予防普及啓発を展開する。

- ①実施場所 町立施設又は自治会所有施設 24か所
- ②教室の回数 1地区1回～4回 合計50回
- ③参加人数 1地区 10人～20人
- ④1回の時間 90分
- ⑤送迎なし

- ⑥参加料 無料
- ⑦申込方法 当日自由参加
- ⑧人員配置 講師（有資格者）、講座コーディネーター
- ⑨講座チラシの原案作成（テーマ毎）
- ⑩講座の受付等、企画運営全般

※「おあしす 24 健康おおいそ」とは、予防医学の大切さを普及し、町民自らが健康に対する関心を高め、健康づくりに関する意識の向上を図り、町全体で健康づくりに取り組むことを目的に健康相談や健康教育、健康に関する啓発活動を 24 地区の会館で行っています。（町ホームページ「おあしす新聞」等参照）

ウ 介護予防啓発教室フォローアップ事業

自宅や地域での健康づくりの取り組みを助言指導された介護予防啓発教室の修了者に対し、教室終了後の取組状況や体力測定などによる効果を確認し、個別相談、助言指導を行う。

- ①実施場所 大磯町保健センター
- ②実施日 町が指定する日
- ③実施回数 6 回
- ④人員配置 指導員（有資格者）、補助員等
- ⑤申込方法 予約制
- ⑥体力測定等 介護予防啓発教室と同様のものとする。
- ⑦指導等 介護予防手帳等による助言及び指導

(2) 提案事項

ア 介護予防啓発教室について

- ・教室全体を通した目的やねらい
- ・各プログラムの目的や具体的な内容
- ・教室の終了受講者へ評価・フォロー

イ 介護予防講座について

- ・各講座については、運動機能維持向上、栄養改善、口腔機能、認知症予防、生活習慣病予防などのテーマごとの目的、具体的な講座の内容、スタッフ体制について

ウ 介護予防啓発教室フォローアップ事業

- ・教室修了者への具体的な評価・指導方法などについて

エ これからの介護予防普及啓発事業の考え方と進め方について

- ・上記のア、イ、ウの今後の展望について

3 業務委託期間 契約締結日から平成 32 年 3 月下旬まで

※契約は、単年度となります。ただし、継続して事業の実施が妥当であると判

断できる場合は、継続して単年度毎に特命随意契約を結ぶことができます。

4 委託料 委託料の限度額は、4,452 千円（消費税 10%含む）とする。

5 参加資格要件

次の掲げる事項をすべて満たすこととします。

- (1) 介護予防事業に対して意欲がある法人格を有するものであること。
- (2) プログラムに適した専門のスタッフの体制が可能であること。
- (3) 大磯町又は他の自治体で介護予防事業（介護予防教室等）の実績があること。
- (4) 神奈川県及び大磯町入札参加資格を有し、停止措置または入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (7) 民事再生法、会社更生法その他これらに順ずる手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 大磯町暴力団排除条例（平成 24 年大磯町条例第 7 号）第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 4 号の暴力団員等に該当していないこと。

6 参加方法

公募に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の書類を期間内に直接提出又は書留郵便により提出すること。（メール、FAX は不可とする。）

7 提出書類

書類 番号	件 名	様式
1	参加申込書（正本 1 部）	様式 1
2	法人登記事項証明書（正本 1 部）	指定なし
3	納税証明書（正本に 1 部）	指定なし
4	企画提案書（正本 1 部、副本 7 部）	様式 2
5	会社等概要資料（パンフレット可、正本 1 部、副本 7 部）	指定なし
6	参考見積書（正本に 1 部）	指定なし

8 企画提案書の内容等

企画提案書には、次の内容について記載してください。

- (1) 大磯町又は他市町村の介護予防事業の実績について
- (2) 提案プログラム（介護予防啓発教室）
- (3) 提案プログラム（介護予防講座）
- (4) 提案プログラム（介護予防啓発教室フォローアップ事業）

- (5) 管理体制について
 - ①安全管理体制について
 - ②緊急時の対応について
 - ③個人情報保護体制について
- (6) これからの介護予防普及啓発事業の考え方と進め方について

9 実施スケジュール

日付	実施内容
平成31年2月14日	募集要領の公表、配布
平成31年2月15日から 平成31年2月19日午後5時まで	質問受付期間
平成31年2月21日	質問回答
平成31年2月22日から 平成31年3月8日午後5時まで	企画提案書等受付期間
平成31年3月中旬(予定)	一次審査、通知
平成31年3月中旬(予定)	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)
平成31年3月下旬(予定)	業務委託受託候補者の最終決定
平成31年3月下旬(予定)	結果通知
平成31年3月下旬	見積合わせ
平成31年3月下旬	契約

10 募集要領の内容についての質問受付

(1) 質問受付方法

別紙質問票に質問内容を記載の上、FAX または E-mail により提出してください。

なお、未到着等の事故を防ぐため、電話で送付の旨の連絡をお願いします。

(2) 質問受付先 「16 担当課(問い合わせ先)」に同じ。

(3) 質問受付期限 平成31年2月19日(火)午後5時まで

(4) 質問回答方法

質問に対する回答は、大磯町ホームページ上で公開します。(2月21日(木)掲載予定)

町ホームページアドレス <http://www.town.oiso.kanagawa.jp/>

11 書類等の提出について

(1) 提出部数

ア 提出書類は、正本1部と副本(コピー可)7部の合計8部(正本はA4ファイルに綴じる)

イ 企画提案書の表紙の法人名欄については、正本のみに記載し、副本は空欄としてください。

ウ 様式を指定していない書類は、原則として、A4版（縦）で作成してください。

エ 正本は、提出書類一式を「7 提出書類」の順番にファイルに綴り、書類の種類が判別できるように提出してください。副本は、提出書類の書類番号4及び書類番号5をクリップ等でまとめてください。

(2) 提出方法

提出書類の確認を行いますので、原則として、直接、お持ちください。（事前に連絡の上、お越してください。）なお、郵送する場合は事前にご相談ください。

(3) 提出先 「16 担当課（問い合わせ先）」に同じ。

(4) 提出期限 平成31年3月8日（金） 午後5時（必着）

12 選定手順

(1) 審査方法

一次審査及び二次審査については、別紙「大磯町介護予防普及啓発事業業務委託事業者選定審査要領」により行います。

(2) 結果通知

一次審査及び二次審査の結果については、町から通知します。

13 参加者の失格について

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(2) 参加資格を満たさなくなった場合。

(3) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。

(4) 前各号のほか、提出にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

14 開設準備期間及び契約の締結

(1) 業務受託候補者として選定された事業者は、その選定された日から業務開始までの間を準備期間とし、必要人員の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認等を行うものとします。なお、開設の準備に要する費用は、業務受託候補者の負担とします。

(2) 本募集は、平成31年度当初予算成立前準備行為であり、本業務における予算が成立した場合は、業務受託候補者として選定された事業者を随意契約の相手方として速やかに見積合わせを行い、契約の締結をします。ただし、予算が成立しなかった場合又は見積合わせにより落札ができなかった場合には本募集に係る契約を締結することはできません。

また、本募集に要した費用について、大磯町に請求することはできず、本募集

参加者の負担となることをあらかじめご了承ください。

- (3) 業務受託候補者とは、仕様の再確認について契約の締結に向けた個別協議を行います。契約金額は原則として、業務受託候補者が提出した参考見積書に記載された額を超えないこととします。

ただし、仕様確定にあたって、本町都合により提案書等に記載された項目の追加・削除があった場合には、この限りではありません。なお、協議において同意を得られなかった場合には、次点の事業者と個別の協議を開始します。

15 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成にあたっては、「大磯町第七期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等を参考にし、現在の町の状況等を十分に把握した上で作成してください。
- (2) 本件に参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出書類については返却しません。
- (5) 提出書類について情報公開請求があった場合は、大磯町情報公開条例に基づき、企画提案書等については、公開の対象となります。
- (6) 選定委員会（審査時は一部非公開）公開で実施します。
- (7) 応募・選定結果（事業者名含む）等について公開の対象となりますのでご了承ください。

16 担当課（問い合わせ先）

大磯町町民福祉部 福祉課 高齢福祉係

所在地：〒255-8555 大磯町東小磯 183 番地

電話：0463-61-4100 内線315

FAX：0463-61-6002

E-mail：kaigo@town.oiso.kanagawa.jp